

# おしらせHOTコーナー

## 特定保健指導を利用しましょう

八潮市国民健康保険の方のうち、特定健診の結果、生活習慣病のリスクがあるとされた対象者へ、**特定保健指導の通知**を発送します。

専門家による指導で、  
生活習慣を改善するチャンスです！  
通知が届いた方は、ぜひご利用ください！

### 特定保健指導は…

- ①利用料は無料です
- ②ご自宅に指導員が伺います  
(市内公共施設での実施も可能です)



問国保年金課 ☎825

## 災害時要援護者の登録

### ふれあい福祉コーナー

市では、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難が難しく、支援を必要とする方を対象に災害時要援護者名簿への登録を受け付けています。

この名簿は、市の関係部署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、草加警察署、居住する地域の民生委員・児童委員などの支援者に提供し、災害時の安否確認や避難支援などに役立てます。

### 要援護者とは

本人や家族の力だけで避難が難しい方で、次のいずれかに該当する方

- ▼健康に不安を抱えている方で、65歳以上の一人暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方

### 要援護者情報の登録方法

八潮市災害時要援護者避難支援個別計画書兼登録申請書(社会福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、市内公共施設または市ホームページで入手)に必要な事項を記入し、窓口または郵送で社会福祉課へ。

- ▼要介護認定3以上を受けている方で、同居家族から支援を受けられない方(在宅の方のみ)
- ▼身体障害者手帳を有する方のうち、障がいの等級が1、2級の認定を受けている方
- ▼知的障がいや精神障がいがある方
- ▼難病の認定を受けている方
- ▼本人の力で避難することが難しい妊産婦や乳幼児、日本語の理解が十分ではない外国人の方など

※申請書の入手や届け出が困難な場合は社会福祉課へご連絡ください。  
※支援に必要な個人情報や避難支援者に提供することに同意していただきます。

また、登録情報に変更があった場合は、届け出が必要です。

### 登録する皆へのお願

- ▼日頃から地域の方との交流を深め、どのような支援が必要か話し合ってください。
  - ▼防災訓練などに積極的に参加し、避難経路や危険箇所、避難所などを確認してください。
  - ▼日常生活で必要となる物を、いつでも持ち出せるように準備してください。
  - ▼町会・自治会に加入していない方は、積極的に加入してください。
- 問社会福祉課 ☎316

## 法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

### 寄与分

#### 質問

先日私の母が他界しました。母の相続人は長女である私と兄です。私は母の生前、ずっと母の看病や介護をしてきましたが、兄は母の面倒を一切みていません。母の相続について兄と遺産分割をする際、私は兄に何か主張できないのでしょうか。

#### 回答

遺産分割をする際、相談者は寄与分を主張するべきでしょう。寄与分が認められるためには、相続人が「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法」により、被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与(貢献)をしたことが認められる必要があります(民法第904条の2)。「被相続人の療養看護」とは、被相続人を相続人自らが看病したり、または相続人自らの負担で付添人を雇うことで、被相続人が費用の負担を免れたような場合をいいます。特別の寄与という以上、親子間の扶養義務といった法律上当然とされる義務を尽くすだけでは足りません。また、その行為が専ら被相続人の精神面の支えになったにすぎない場合には、寄与分は認められません。

そして、その寄与をした相続人には、遺産分割の際に法定相続分により取得する額を超える額の遺産を取得する権利があり、相談事例でも相談者に寄与分が認められれば、本来の法定相続分により取得できる額を超えて母の遺産の分配を受けることができます。

なお、相談事例は共同相続人間で寄与分を主張する場合でしたが、本年7月1日に施行された改正相続法では、相続人以外の被相続人の親族であっても特別の寄与をした場合には、相続開始後、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭を請求できることが新たに定められました。

相談事例のようなケースで共同相続人が寄与分を認めない場合、寄与分を争うためには裁判手続きが必要となってきますが、その際特別の寄与に関する具体的な主張・立証が求められますので、相続問題に精通した弁護士に相談することが望ましいでしょう。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 中村毅人(弁護士)

## 行ってみたいな となりまち



近隣4市1町のイベント情報をお知らせします。

**越谷市**  
こしがやスポーツフェア  
10月14日(祝) 午前10時〜(予定)  
場総合体育館

内体力テスト、バドミントン、卓球、ビーチボールバレー無料体験など  
費無料  
問総合体育館 ☎94-4321

**草加市**  
第17回草加宿場まつり  
10月6日(日) 午前10時〜午後5時

**三郷市**  
三郷市消費生活展  
9月28日(土) 午前10時〜午後3時  
三郷市役所南側市民駐車場  
内くらしに役立つ情報を満載した出展、フリーマーケット

**松伏町**  
松伏町50周年事業 まつぶし町民まつり2019  
10月20日(日) 午前10時〜午後3時30分  
場松伏記念公園など  
内宮城県亘理郡山元町りんごなどの販売ブース、キャラクターショー、鼓笛隊、ダンス、模擬店・バザーコーナー、フリーマーケットコーナー、物産コーナー、啓発コーナー、福祉模擬店コーナー、商工会コーナー、子供みこし・山車、グラウンドゴルフ、スピードガン・ストラックアウト、体力測定など  
問まつぶし町民まつり実行委員会事務局(環境経済課内) ☎991-1854

**三郷市**  
三郷市消費生活展  
9月28日(土) 午前10時〜午後3時  
三郷市役所南側市民駐車場  
内くらしに役立つ情報を満載した出展、フリーマーケット

**松伏町**  
松伏町50周年事業 まつぶし町民まつり2019  
10月20日(日) 午前10時〜午後3時30分  
場松伏記念公園など  
内宮城県亘理郡山元町りんごなどの販売ブース、キャラクターショー、鼓笛隊、ダンス、模擬店・バザーコーナー、フリーマーケットコーナー、物産コーナー、啓発コーナー、福祉模擬店コーナー、商工会コーナー、子供みこし・山車、グラウンドゴルフ、スピードガン・ストラックアウト、体力測定など  
問まつぶし町民まつり実行委員会事務局(環境経済課内) ☎991-1854

## 図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

■一般書  
「八本目の槍」 今村翔吾 著

「将軍の子」 佐藤巖太郎 著

「神様の暇つぶし」 千早茜 著

「猫をおくる」 野中柊 著

「てんげんつう」 畠中恵 著

■児童書  
「走れ！メープル」 菅聖子 文 山本遼 写真

「タヌキのきょうしつ」 山下明生 作 長谷川義史 絵

「ほうさんちゅう」 松岡篤監修 かんちくたかこ文

「焼けあとのちかい」 塚本やすし 絵 半藤一利 文

「きんぎょすくいめいじん」 松成真理子 作

■10月の上映会の日  
○八條図書館  
▼児童向け 13日(日)・22日(祝) 午前11時〜 一般向け 14日(祝)・27日(日) 午後2時〜

○八幡図書館  
▼児童向け 13日(日)・27日(日) 午後2時〜

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■10月の休館日  
八幡・八條図書館  
15日(火)・21日(月)・28日(月)

駅前出張所図書窓口  
毎週土・日曜日、14日(祝)・22日(祝)

八幡図書館・八條図書館・駅前出張所図書窓口特別整理休館  
1日(火)〜7日(月)

問 ☎995-6215  
☎994-5500